

動 檢 時 報

Vol.43-3 2010.6



○ Whats New !

犬等の輸入検疫制度について一部改正され、平成22年4月15日より運用を開始しました。改正の内容は、組換ワクチンを認めるなどの愛犬家・愛猫家の方々にとってメリットとなるものです。今回は、この制度改革を紹介しております。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 動検時報 第3号 目次 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

◎ トピックス

・宮崎県における口蹄疫発生時の対応について（企画連絡室 企画調整課）	3
・平成 21 年度業務監査結果及び平成 22 年度業務監査の実施について（企画連絡室 企画調整課）	3
・北海道出張所の移転について（北海道出張所）	4
・遺伝子組換え農産物検査検討会について（企画連絡室 企画調整課）	5
・水産動物検査に関する検討会について（企画連絡室 企画調整課）	5

◎ 制度解説

・犬等の輸入検疫制度の一部改正について（感染症対策専門官）	6
・組織構成図（平成 22 年 5 月 16 日現在）（総務部 庶務課）	9
・平成 22 年 4 月 2 日～平成 22 年 6 月 1 日までの人事異動（総務部 庶務課）	14
◎ OIE 疾病発生状況（調査課）	15
◎ 動物・畜産物の輸出入検疫数量実績（平成 22 年 3・4 月）（調査課）	18
◎ 動検通信（企画連絡室 調査課長）	20

◎トピックス

・宮崎県における口蹄疫発生時の対応について

(企画連絡室 企画調整課)

本年4月20日に宮崎県で飼養されている牛から口蹄疫の疑似患畜が確認され、(独)農研機構動物衛生研究所における抗原検出検査(ELISA検査)の結果、23日に口蹄疫(O型)の患畜と確定されました。我が国における口蹄疫の発生は、平成12年(2000年)以来10年ぶりとなります。

口蹄疫は、偶蹄類の動物(牛、豚、山羊、めん羊、水牛など)がかかる口蹄疫ウイルスが原因の伝播力が非常に強い病気です。

牛や豚が口蹄疫に感染しても死亡率はそれほど高くありませんが、感染した家畜は肉や生乳等畜産物の生産性が低下するため畜産業に大きな被害を与えます。

このため、口蹄疫は世界的にも検疫上重要な伝染病として位置づけられ、口蹄疫の清浄国は、発生国からの畜産物の輸入を禁止するなど、口蹄疫の侵入・まん延防止対策が世界各国で講じられています。

宮崎県での発生後、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、殺処分により撲滅を目指してきましたが、発生が収まらず、発生地域が拡大したことを踏まえ、今回の発生を危機管理上重大な課題と位置づけ、発生農場から半径10km圏内のすべての牛・豚を対象に、殺処分を前提としたワクチンを接種し、感染拡大防止のため対策を強化しました。

動物検疫所では、家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない動物・畜産物等を輸出するための輸出検査を行っています。4月20日の口蹄疫の疑似患畜確認後、直ちに、海外に輸出される偶蹄類の動物及びそれらの動物由来の肉等への輸出検疫証明書の発行を停止しました。

この停止措置は、日本から輸出された畜産物が相手国で輸入を拒否されることを未然に防止するため及び相手国の受入体制を確認するためのものです。

その後、香港向けの牛肉、豚肉、香港及び韓国向けの原皮等相手国の受け入れ体制が確認できたものについて順次停止措置を解除しています。

・平成21年度業務監査結果及び平成22年度業務監査の実施について

(企画連絡室 企画調整課)

動物検疫所業務監査は、動物検疫所の業務が関係法令、通知等に基づいて適切に実施されているかを点検するとともに、その結果に基づいて、業務の検証・改善を行うことによりその適正化に資することを目的として、平成21年度から実施しています。

平成21年度の業務監査は、①輸入畜産物検査業務が適切に行われているか、②輸入検査場所への移動に自ら確保した移動手段を利用しているか、③検査機器の管理が法令・通知等に基づき適切に管理されているかについて、点検及び調査を行いました。

その結果、おおむね適正に実施されていることが確認されましたが、①輸入畜産物検査業務では、現物検査の開梱数及び輸入畜産物検査結果の再確認、②検査場所への移動では、検査命令簿等の記録、③検査機器等の管理では、物品標示票の貼付について、一部において監査実施者から改善が必要であると指摘され、動物検疫所では直ちに改善措置を講じています。

本年度の業務監査は、①輸出入動物検査業務が適切に行われているか、②輸出入動物の検査場所への移動に自ら確保した移動手段を利用しているか、③輸入畜産物の検査に基づく消毒等の措置が適切に行われているかについて、動物検疫所長が指定する監査実施者が、現地に立ち入って関係書類の点検及び実地の調査を行うこととしております。

今後とも、業務監査の実施により、動物検疫所の業務について、継続的な改善を図り、より適正で的確な検査体制の確立に取り組んでいきたいと考えています。

・北海道出張所の移転について

(北海道出張所)

北海道内の3か所に事務所をかまえる北海道出張所では、この春、新千歳空港にある北海道出張所と小樽港にある小樽分室が共に新庁舎に移転しました。

新千歳空港では、平成4年の開業当初、年間26万人程度だった国際線旅客数が、平成20年に80万人以上となり、出入国手続時の混雑が問題となっていました。3月26日より供用開始した新ターミナルビルは従来の5倍の面積となった他、手荷物を自動的に検査する「オンラインスクリーニングシステム」の導入により、X線検査のための行列が解消。また、近隣で産出される天然ガスや雪冷熱エネルギーを活用するため、これまで以上に環境への配慮がされています。全体的なデザインにはアイヌの文様や北海道の森のイメージが取り入れられ、北海道の豊かな自然と文化を感じられる空間となっています。近年、アジア地域での北海道ブームから同空港の路線数も順調に増加し、北のゲートウェイとしての重要性が高まっており、北海道知事は空港の24時間化を打ち出しています。



【OPENING セレモニー】



【新千歳空港ロビー】

5月1日に小樽分室が入居した小樽地方合同庁舎は、既存庁舎が築後55年経過し、老朽化したことから、港湾地域に分散していた輸出入関連省庁の事務所を集約し、関係者の利便性を向上するため新たに建設されました。

新庁舎は従来の建物の海側に位置し、小樽運河などの観光地に隣接していることから、都市景観との調和も意識して設計されています。また、一般来庁者が利用可能なレストランも設置され、行政情報発信の場、地域の防災拠点としての役割も期待されています。



【小樽地方合同庁舎】

両所とも事務所内に検査室を整備し、より綿密な検査を行う体制が整備されました。管轄地域が広域に分散する当所ですが、胆振分室とも連携し、的確な動畜産物検査のためこれまで以上に努めていきたいと思います。

・遺伝子組換え農産物検査検討会の開催について

(企画連絡室 企画調整課)

動物検疫所は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号、以下「法」という。)の規定に基づく立入検査等を実施する機関として位置づけられています。

業務の適正な実施に資するために、法の解釈、今後の家畜への遺伝子組換え技術の応用の現状と将来展望及び実際に行われている遺伝子組換え農産物の検査の概要についての専門家の意見を伺うため、標題の検討会が平成22年3月19日に本所において開催されました。

検討会当日は、

- 1 遺伝子組換え生物等の使用等による生物の多様性の確保に関する法律の概要について
(消費・安全局農産安全管理課審査官の河野芳和氏)
- 2 家畜、畜産分野に係る遺伝子組換え生物の現状と将来展望について
(農業生物資源研究所遺伝子組換え家畜研究センター副研究主幹の大西彰氏)
- 3 植物防疫所における遺伝子組換え生物(LMO)の検査について
(横浜植物防疫所業務部種苗担当LMOチーム次席植物検疫官の牛久修一氏)

の3題の講演が行われ、それぞれの演題に対する質疑応答・検討が行われました。

講演後、生物多様性に影響を与える可能性のガイドライン化、輸入を把握する仕組みの構築、カルタヘナ条約非加盟国からの情報入手方法、検査を実施する場合の精度管理方法等に関する検討が行われ、動物検疫所等関係機関の協力を得ながら、消費・安全局農産安全管理課が主体となって行っていくことが確認されました。

・水産動物検査に関する検討会について

(企画連絡室 企画調整課)

動物検疫所では、水産資源保護法に基づき、輸入されるきんぎょ、こい等の水産動物の輸入許可手続きを行っています。

本年3月25日、横浜本所において、平成21年度水産動物検査に関する検討会を開催しましたのでその概要をご紹介します。

この検討会は、平成19年10月から動物検疫所が担当して2年が経過した当該業務について、水産動物の防疫に関する専門家からご意見をいただき、今後の更なる円滑かつ適切な実施に資することを目的として開催しました。

当会議には、専門家として、(独)水産総合研究センター養殖研究所の佐野病害防疫部長及び大迫魚病診断・研修センター長、(社)日本水産資源保護協会 岩下調査役をお招きし、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室長(以下「水産安全室」)、動物検疫所長及び各担当者が参加しました。

会議では、水産安全室から水産動物防疫に関する情報提供、動物検疫所から当該業務の説明に統いて、輸出国における水産動物の検査、到着時の現物検査、一定期間経過観察を行う管理命令の実施等の当該業務の現状と課題について意見交換を行いました。

参加いただいた専門家からは、疾病に関する情報、海外での検査体制等を紹介いただきながら、輸出国と輸入国において防疫対象疾病の病原体の侵入リスクを低減させることは重要であるとのご意見をいただきました。

動物検疫所では、引き続き、海外における疾病的発生状況等関連情報を入手するとともに、管理命令飼育場所基準の作成等更なる円滑かつ適切な検査体制を整備していきたいと考えていますので、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

◎制度解説

・犬等の輸入検疫制度の一部改正について

(感染症対策専門官)

1 趣旨

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬等の輸入検疫について、最近の輸入検疫実績及び国際基準の見直しを踏まえ、「犬等の輸出入検疫規則（平成 11 年農林水産省令第 68 号。以下「省令」という。）」及び「平成 16 年農林水産省告示第 1819 号（以下「告示」という。）」の改正が行われ、平成 22 年 4 月 15 日に施行されました。

2 改正概要

狂犬病非清浄国からの犬等の輸入検疫規制について、以下のとおり改正しました。

① 前回の抗体検査の有効期間内に、2 度目の抗体検査を行った場合は、再度の待機・係留を要しないこととする。省令改正

② 狂犬病の予防注射に使用できる予防液（ワクチン）に組換え型予防液を追加する。告示改正

③ マイクロチップ装着前の狂犬病ワクチン接種歴について、輸出国政府の証明があり、マイクロチップ装着後の抗体価検査により、0.5IU 以上の抗体価が確認された場合、1 回に限り認めることとする。告示改正

3 改正内容

(1) 輸入動物の係留を不要とする例外事項の追加省令改正

狂犬病非清浄国から犬・猫を係留検査なく日本へ輸入するためには、狂犬病の予防接種を受けている旨の証明書及び到着日前 2 年以内に実施された抗体検査に関する証明書が必要であり、かつ、抗体検査のための採血後、輸出国において 180 日間待機する必要があります（採血日から到着までの日数が 180 日未満の場合、当該日数を 180 日から差し引いて得た期間、動物検疫所に係留する。）。

このため、実際の輸入が、抗体検査の採血日から 2 年以内にできない場合、再度抗体検査を実施する必要があるが、この場合、現状の規定では、2 度目の抗体検査の採血日から 180 日間待機・係留しなければなりませんでした。

今回の改正により、前回の抗体検査の採血日から 180 日以上 2 年以内に再度の抗体検査を行い、十分な抗体価を有していることが確認されたものは、必要な免疫を有すると考えられることから、待機・係留は要しないこととしました。

(2) 使用できる狂犬病予防液（ワクチン）の追加告示改正

狂犬病非清浄国から犬・猫を係留検査なく日本へ輸入するために必要となる狂犬病の予防注射は、国際獣疫事務局（OIE）の基準に適合する不活化予防液（ワクチン）の接種に限定されていましたが、平成 19 年の OIE コード改正において、不活化ワクチンに加え、組換え型ワクチンが認められたことから、我が国においても不活化予防液に加えて、国際獣疫事務局の基準に適合する組換え型予防液の使用が認められることとなりました。

- ※1 不活化ワクチン … 感染性は失ったが、その抗原性は保たれている（不活化された）病原体を用いて製造されたワクチン
- ※2 組換え型ワクチン … 遺伝子を組み換えた、病原性はないが抗原性のある組換え微生物によって製造されたワクチン

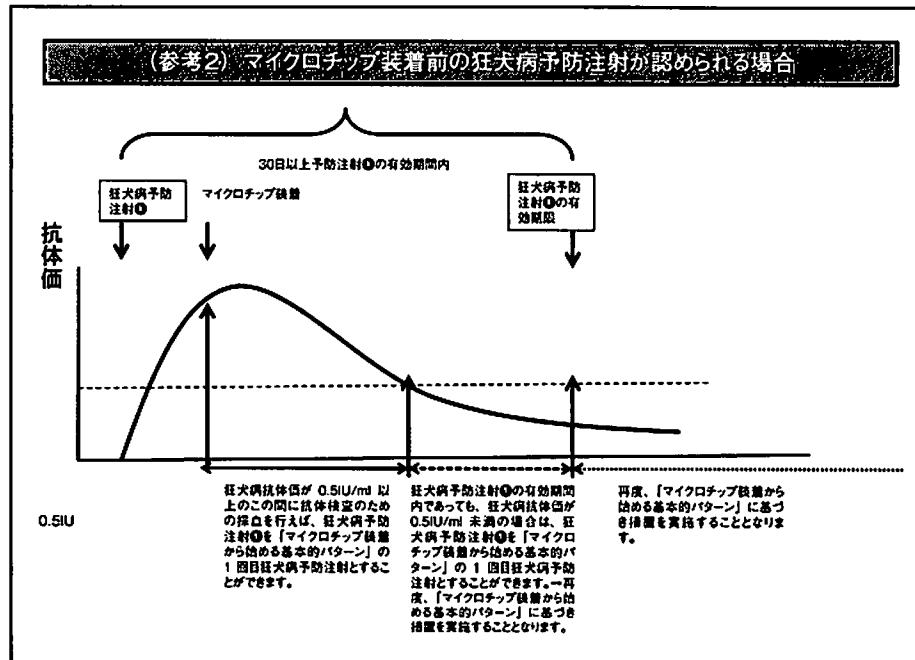
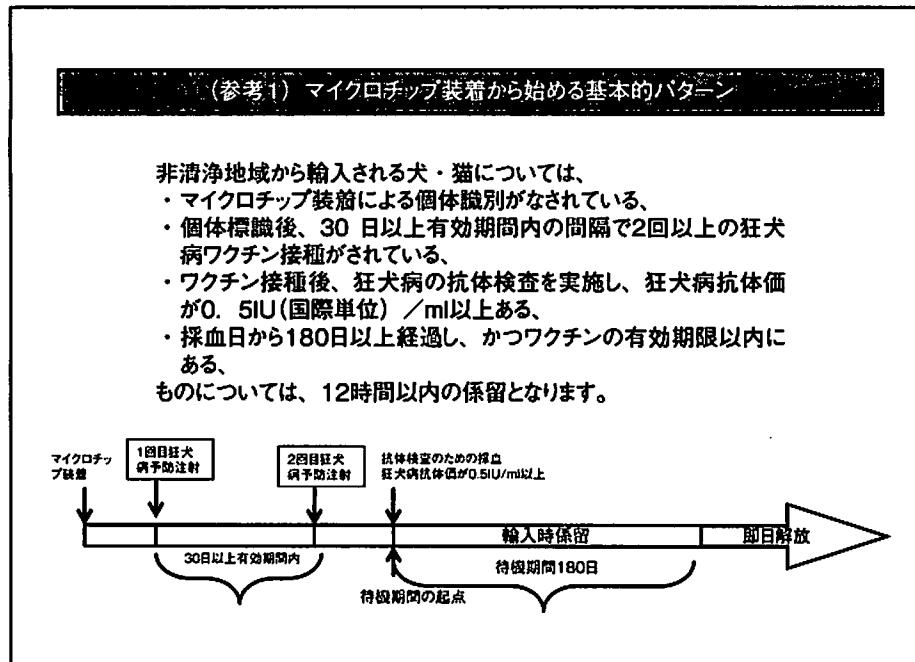
(3) マイクロチップ装着前の狂犬病予防接種歴の条件付きの受入れ告示改正

狂犬病非清浄国から犬・猫を係留検査なく日本へ輸入するためには、個体識別のためのマイクロチップを装着した後、30 日以上 1 年以内の間隔をあけて、予防接種を 2 回実施し、その後抗体検査を行う必要があります（参考 1 参照）。

今回の改正により、マイクロチップ装着前に行った狂犬病予防接種歴に関する輸出国政府機関の証明書があり、マイクロチップ装着後の

抗体検査で0.5IU以上の抗体価が確認された個体は、マイクロチップ装着前に上記の1回目の予防注射を受けたものとみなすことができるようになりました（参考2及び参考3）。

○マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射を接種している犬・猫については以下により、手続の日数が短縮できる場合があります。



① 条件

マイクロチップ装着前の狂犬病予防液(予防注射①)を接種し、30日以上経過し、有効期間内の犬又は猫。

② 留意点

マイクロチップ装着後、予防注射①の有効期間内に狂犬病予防注射(予防注射②)の接種及び狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査(抗体検査)のための採血を同時に実施(マイクロチップ装着も同時にできません)し、抗体価が0.5IU/ml以上の場

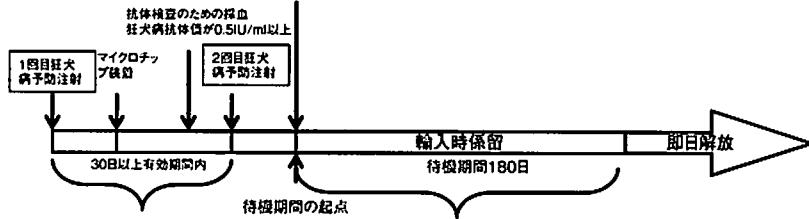
合は、その採血日が待機期間(180日)の起点となり、「マイクロチップ装着から始める基本的パターン」の2回目の狂犬病予防注射を接種するまでの期間が短縮されます。

なお、抗体価が0.5IU/ml未満であったときは、「マイクロチップ装着から始める基本的パターン」に従い予防注射②を接種した後30日以上かつ有効免疫期間内に再度、狂犬病予防注射(予防注射③)を接種し、再度抗体検査を実施することとなります(参考4参照)。

(参考3) マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射が認められ、手続きの日数が短縮する場合①

○条件
マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射(予防注射)を接種し、30日以上経過し、有効期間内の犬又は猫。

抗体検査のための採血
狂犬病抗体価が0.5IU/ml以上



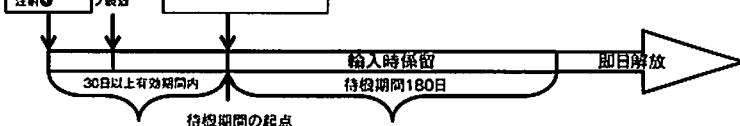
○認められる場合
マイクロチップ装着後、2回目狂犬病予防注射を接種するまでの間に抗体検査のための採血を実施し、狂犬病抗体価が0.5IU/ml以上であった場合は、マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射を「マイクロチップ装着から始める基本的パターン」の1回目狂犬病予防注射することができます。

○短縮される期間
2回目狂犬病予防注射及び2回目狂犬病予防注射後の抗体検査のための採血を早急に実施すれば、2回目狂犬病予防注射を接種するまでの期間(最高で30日間)短縮されます。

(参考4) マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射が認められ、手続きの日数が短縮する場合② (手続日数をできるだけ短縮する)

○条件
マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射(予防注射)を接種し、30日以上経過し、有効期間内の犬又は猫。

狂犬病予防注射②及び抗体検査のための採血を同時に実施する。
(狂犬病抗体価が0.5IU/ml以上)



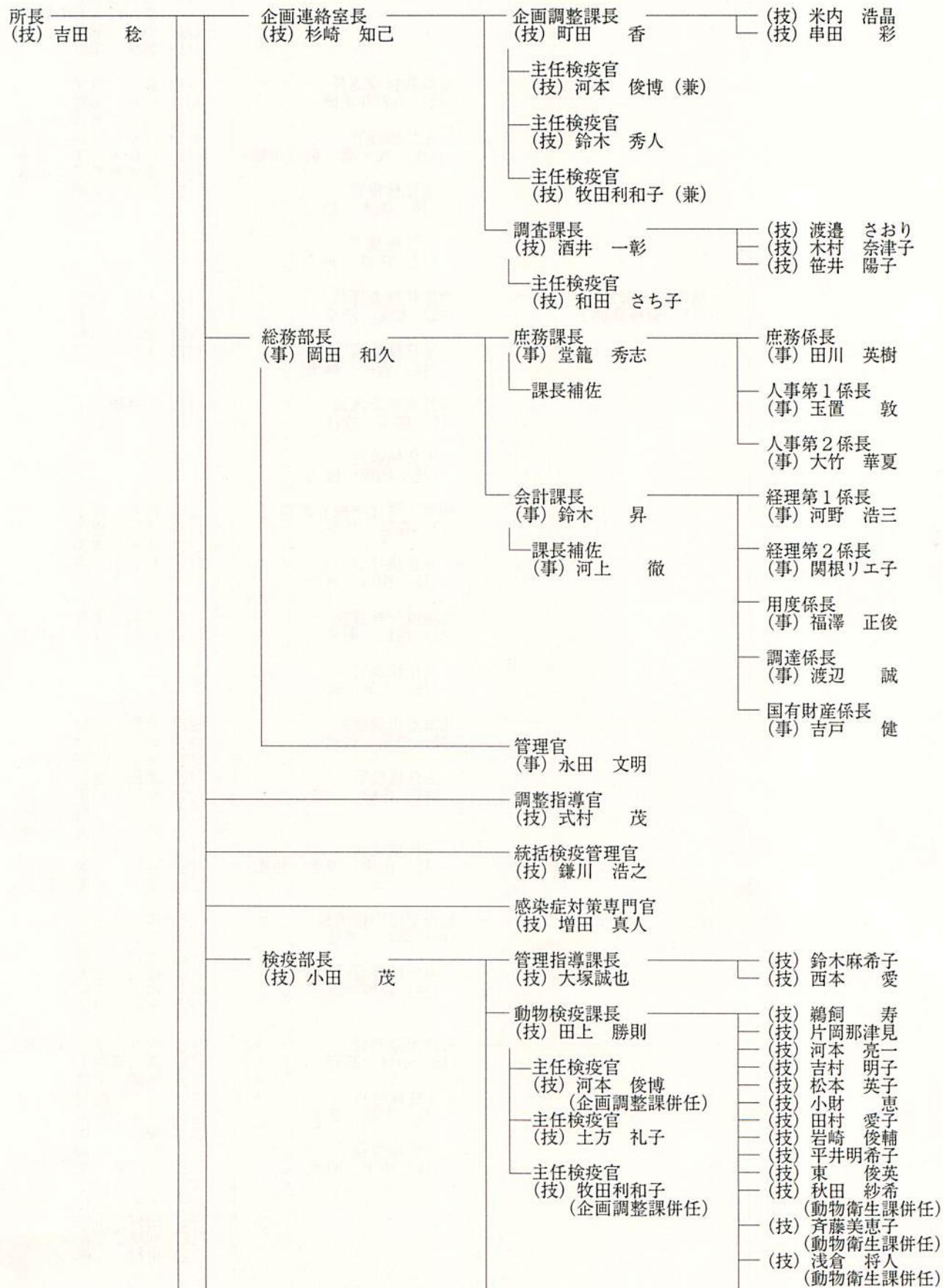
○認められる場合
マイクロチップ装着後、予防注射①の有効期間内に狂犬病予防注射(予防注射②)の接種及び狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査(抗体検査)のための採血を同時に実施(マイクロチップ装着も同時にできません)し、抗体価が0.5IU/ml以上の場合は、その採血日が待機期間(180日)の起点となり、「マイクロチップ装着から始める基本的パターン」の2回目の狂犬病予防注射を接種するまでの期間が短縮されます。

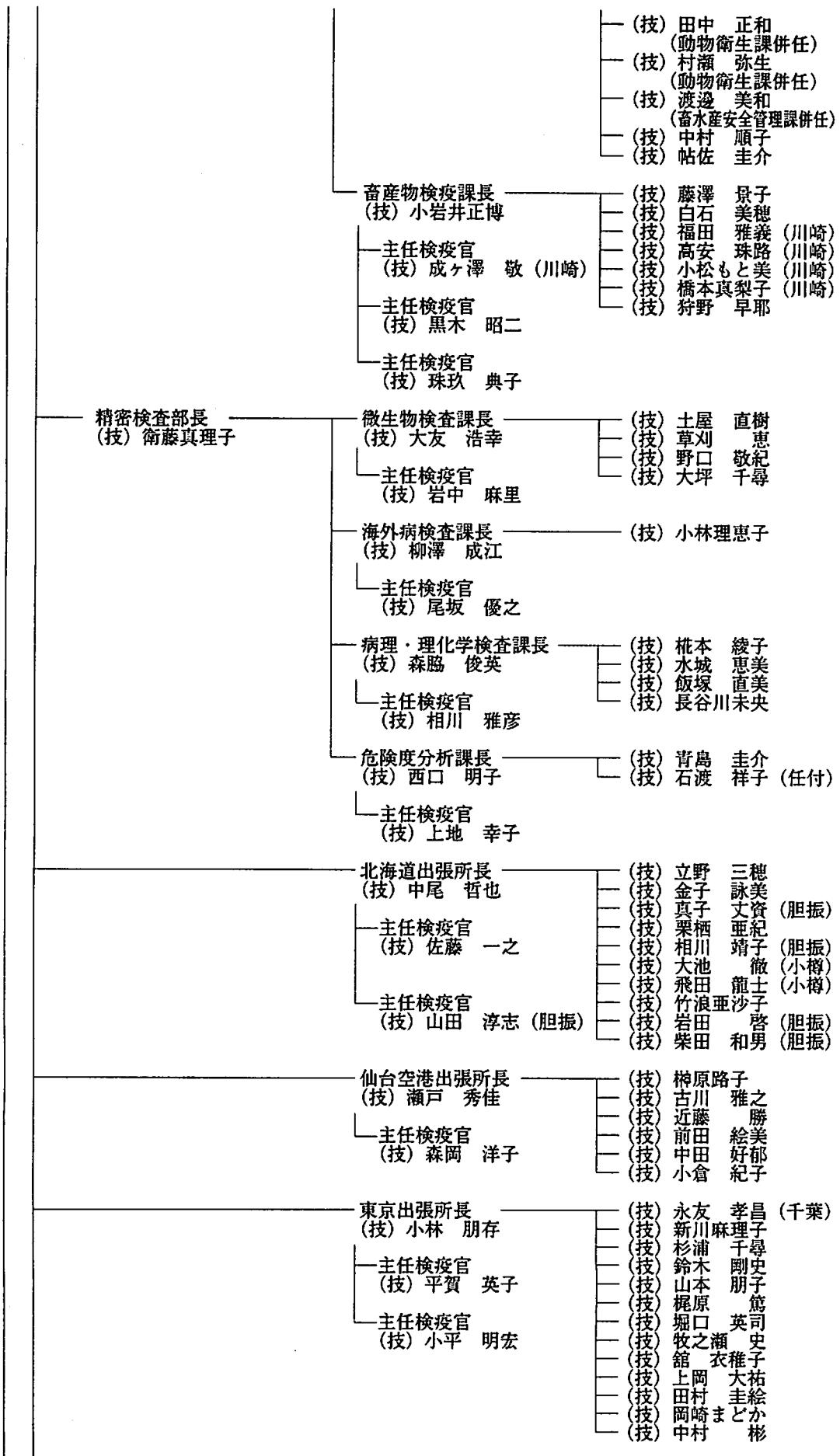
なお、抗体価が0.5IU/ml未満であったときは、「マイクロチップ装着から始める基本的パターン」に従い予防注射②を接種した後30日以上かつ有効免疫期間内に再度、狂犬病予防注射(予防注射③)を接種し、再度抗体検査を実施することとなります。

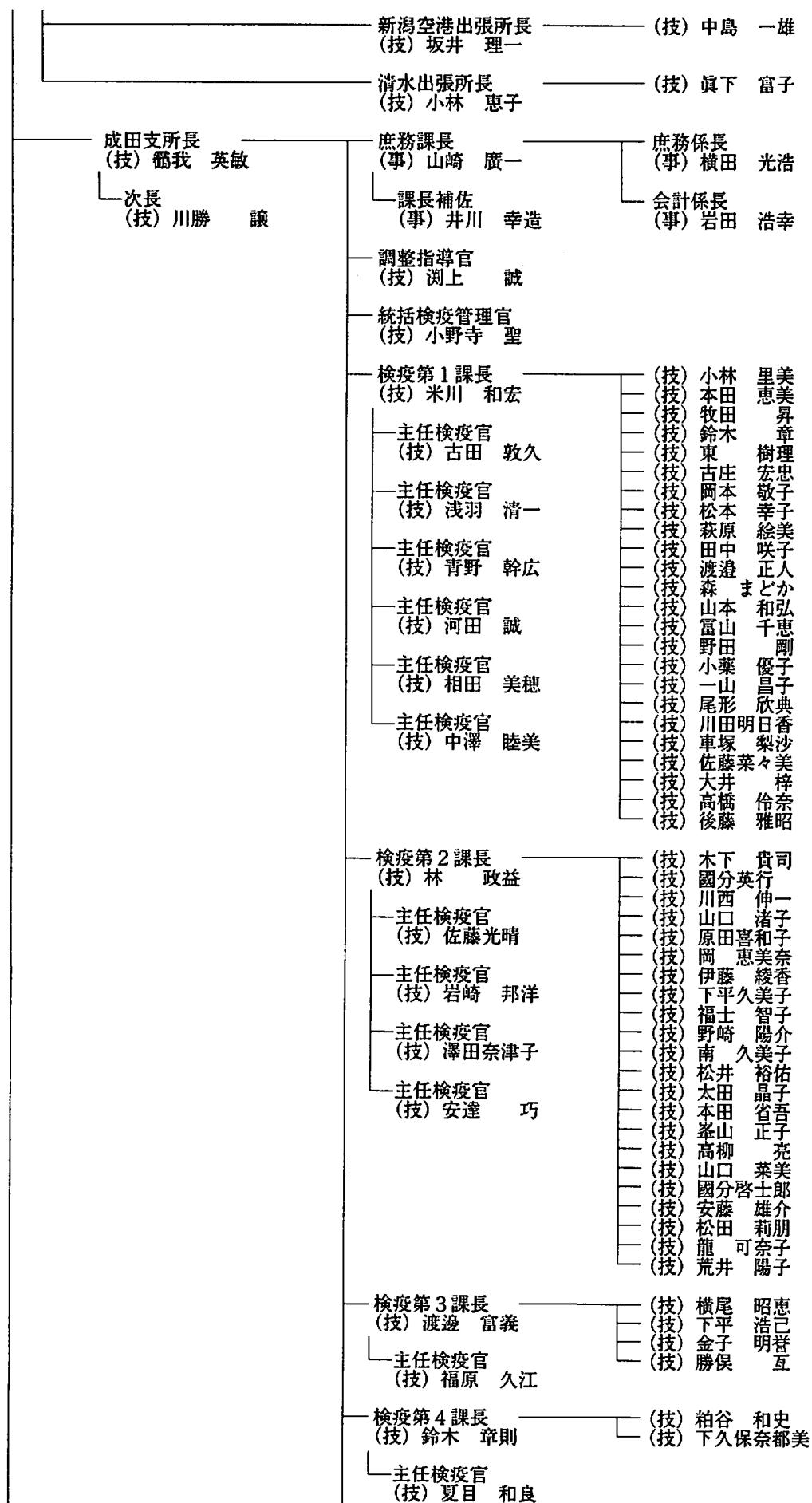
○短縮される期間
2回目狂犬病予防注射を接種するまでの期間(最高で30日間)短縮されます。

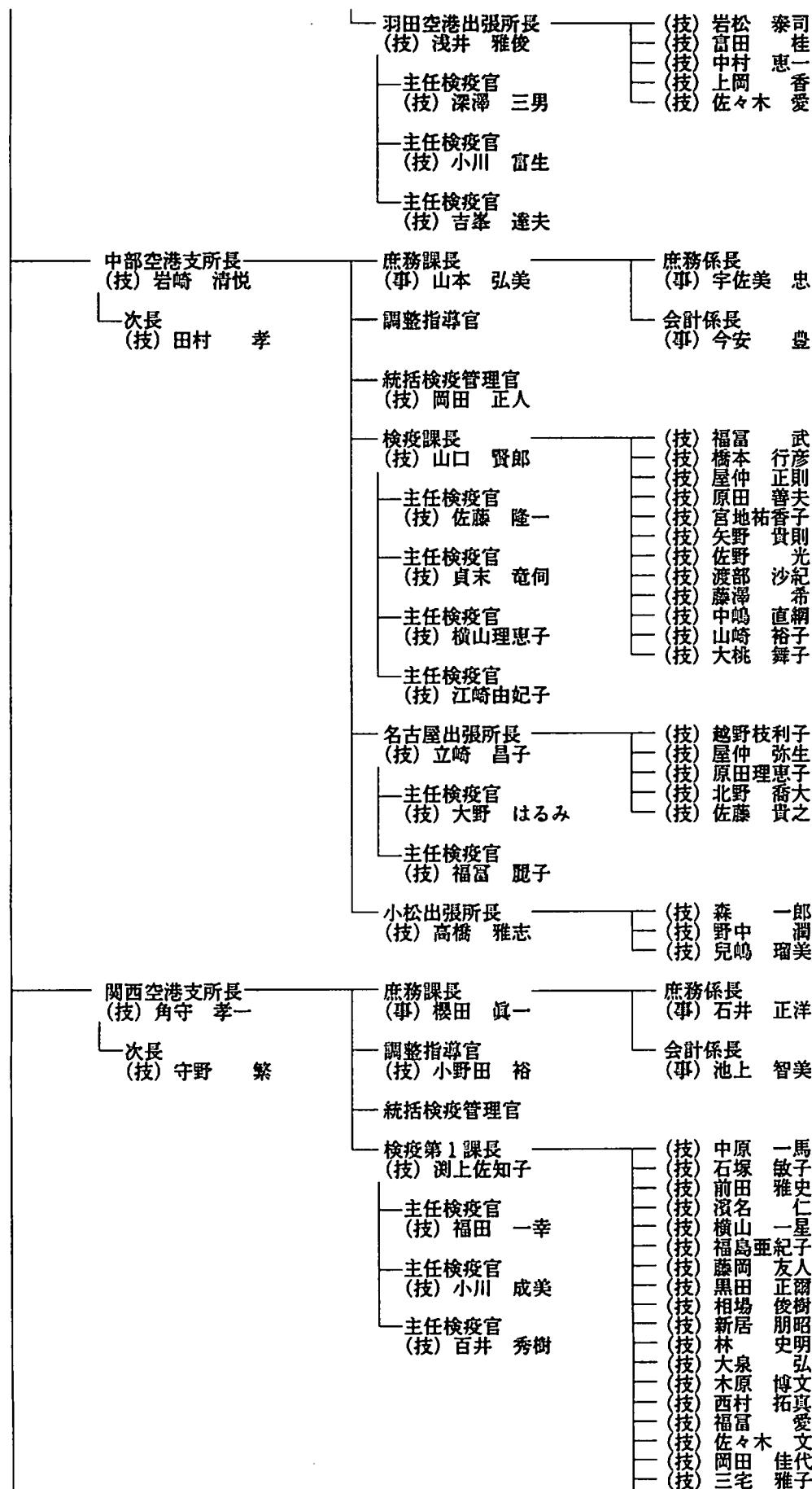
・動物検疫所の組織構成

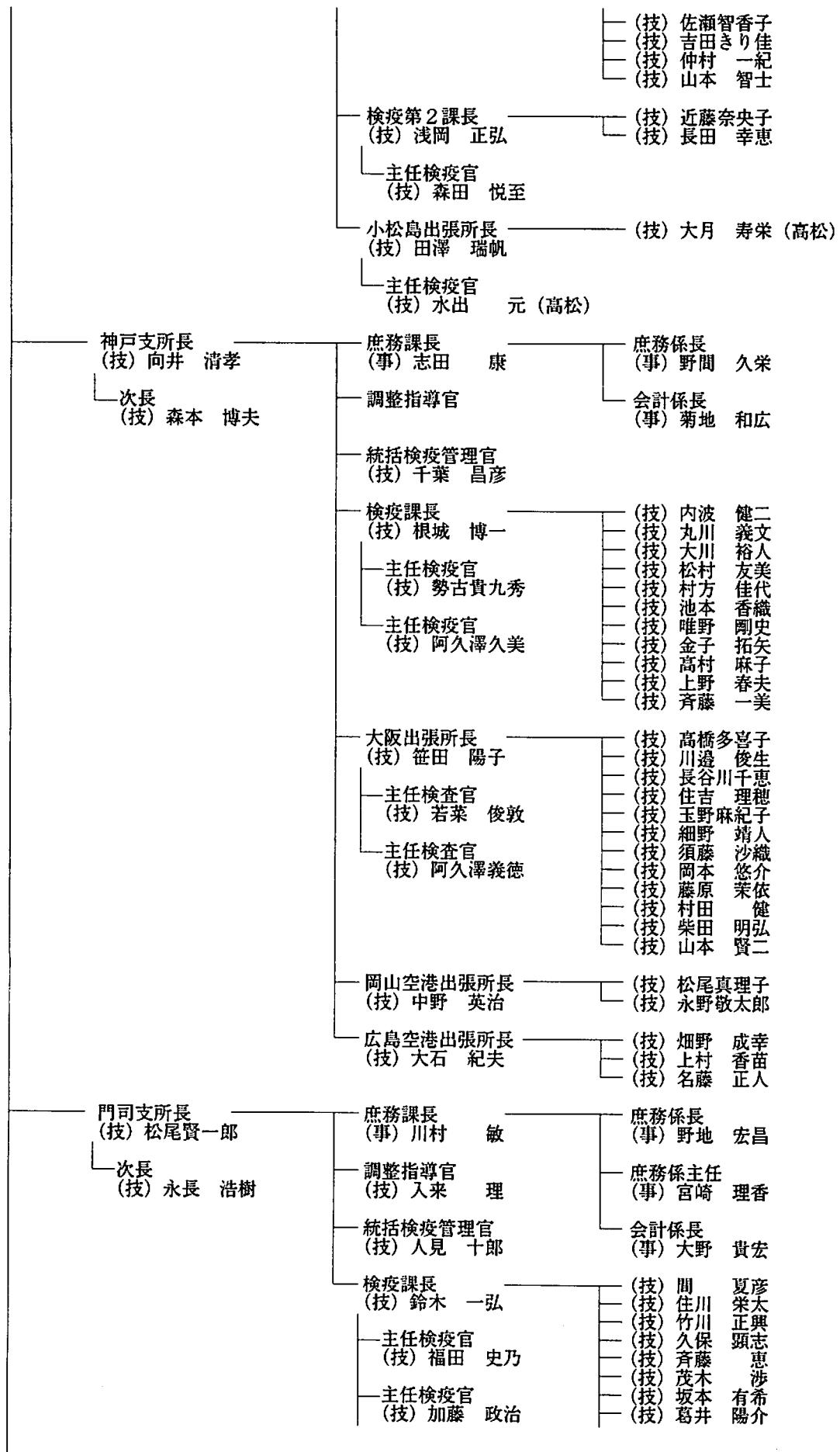
平成 22 年 5 月 16 日現在

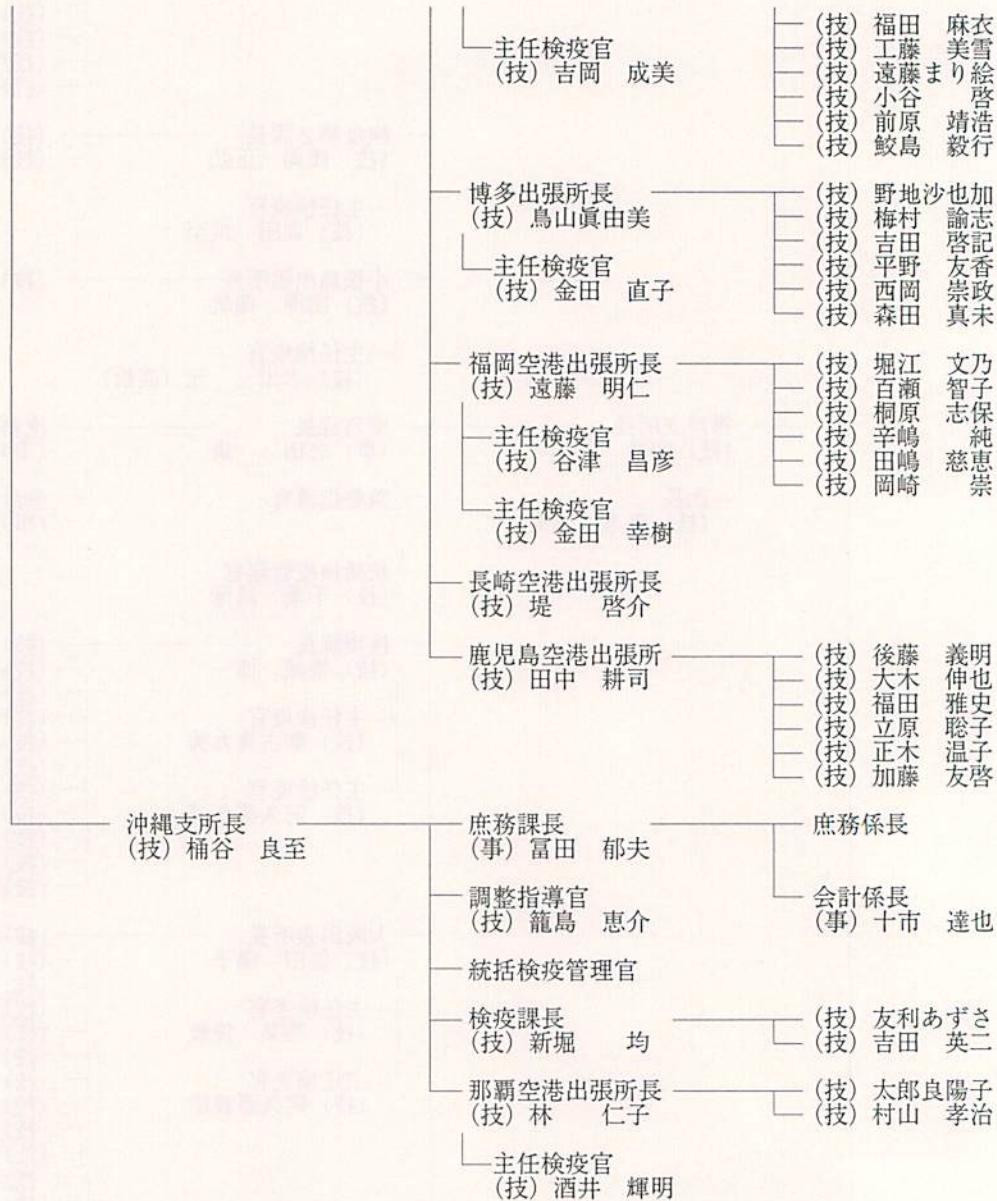












・人事異動

(平成 22 年 4 月 10 日付け)

橋本ちひろ 退職（本所検疫部管理指導課（臨時の任用））

(平成 22 年 4 月 11 日付け)

守田留美子 退職（本所検疫部動物検疫課（臨時の任用））

(平成 22 年 4 月 30 日付け)

伊藤富光男 退職（本所総務部付）

(平成 22 年 5 月 1 日付け)

山本 弘美 中部空港支所庶務課長（本所総務部庶務課課長補佐）

志田 康 神戸支所庶務課長（中部空港支所庶務課長）

(平成 22 年 5 月 16 日付け)

堂籠 秀志 本所総務部庶務課長（生産局畜産部畜産振興課課長補佐（家畜改良センター調整班担当））

- 以上 -

◎OIE疾病発生状況

OIE 疾病発生状況 2010年3月～2010年4月分 (Vol.22-10～18)

最終届出日	最終発生報告日	国名	地域	疾病	対象動物	同居数	発生数	死亡数	処分数	ヒヤウ数
2010.4.30	2010.4.30	中国	NINGXIA	口蹄疫	豚	778	152	1	777	0
2010.4.30	2010.4.30	台湾	T'AI-NAN CHANG-HUA YUN-LIN TAI-CHUNG	羊痘、山羊痘	山羊	1,344	127	0	1,344	0
2010.4.29	2010.4.29	ベトナム	QUANG NINH, QUANG NGAI, QUANG TRI, BAC CAN, BEN TRE, TUYEN QUANG, NGHE AN, HA GIANG, CA MAU, KHANH HOA	高病原性鳥インフルエンザ	鳥	21,520	8,729	7,604	13,809	0
2010.4.28	2010.4.28	南アフリカ	FREE STATE, EASTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN CAPE PROVINCE, WESTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN WEST PROVINCE	リフトバレー熱	牛	22,062	291	205	7	0
2010.4.28	2010.4.28	南アフリカ	FREE STATE, EASTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN CAPE PROVINCE, WESTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN WEST PROVINCE	リフトバレー熱	めん羊	142,234	7,063	4,341	503	0
2010.4.28	2010.4.28	南アフリカ	FREE STATE, EASTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN CAPE PROVINCE, WESTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN WEST PROVINCE	リフトバレー熱	山羊	3,123	25	14	11	0
2010.4.28	2010.4.28	南アフリカ	FREE STATE, EASTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN CAPE PROVINCE, WESTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN WEST PROVINCE	リフトバレー熱	山羊 / めん羊	2,086	139	94	1	0
2010.4.28	2010.4.28	南アフリカ	FREE STATE, EASTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN CAPE PROVINCE, WESTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN WEST PROVINCE	リフトバレー熱	野生種	8,443	5	5	0	0
2010.4.28	2010.4.28	南アフリカ	FREE STATE, EASTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN CAPE PROVINCE, WESTERN CAPE PROVINCE, NORTHERN WEST PROVINCE	リフトバレー熱	ラクダ		2	2	0	0
2010.4.28	2010.4.28	日本	宮崎	口蹄疫	牛	2,358	53	0	2,358	0
2010.4.28	2010.4.28	日本	宮崎	口蹄疫	豚	488	5	0	488	0
2010.4.28	2010.4.28	日本	宮崎	口蹄疫	水牛	42	1	0	42	0
2010.4.26	2010.4.26	台湾	CHANG-HUA YUN-LIN	羊痘、山羊痘	山羊	1,062	307	12	916	0
2010.4.26	2010.4.26	タジキスタン	KHATLON OBLAST	山羊伝染性臓膜肺炎	山羊	356	146	52	52	0
2010.4.25	2010.4.25	バングラデシュ	DHAKA RAJSHAHI CHITTAGONG	高病原性鳥インフルエンザ	家きん	181,175	16,072	16,072	165,103	0
2010.4.23	2010.4.23	カナダ	MANITOBA	牛アナプラズマ病	牛	5,839	278	0	0	207
2010.4.22	2010.4.22	韓国	KYONGGI-DO INCH'ON-JIKHALSI	口蹄疫	牛	139	3	0	139	0
2010.4.22	2010.4.22	韓国	KYONGGI-DO INCH'ON-JIKHALSI	口蹄疫	めん羊	6	0	0	6	0
2010.4.22	2010.4.22	韓国	CH'UNGCH'ONG-BUKDO	口蹄疫	豚	1,000	2	0	1,000	0
2010.4.22	2010.4.22	アメリカ	MINNESOTA	兎ウイルス性出血病	兎	25	25	25	0	0
2010.4.21	2010.4.15	ロシア	KRASNODARSKIY KRAY ROSTOVSKAYA OBLAST	アフリカ豚コレラ	豚	3,289	86	58	469	0
2010.4.21	2010.4.15	ロシア	KRASNODARSKIY KRAY ROSTOVSKAYA OBLAST	アフリカ豚コレラ	イノシシ	0	12	12	0	0

OIE 疾病発生状況 2010年3月～2010年4月分 (Vol.22-10～18)

最終届出日	最初発生 相手日	国名	地域	現地	対象動物	同因数	発生数	死亡数	死没数	とび数
2010.4.21	2010.4.21	中国	GANSU	口蹄疫	豚	2,330	893	7	2,323	0
2010.4.20	2010.4.20	ブラジル	DISTRITO FEDERAL	鼻疽	馬	1	1	0	0	0
2010.4.19	2010.4.19	韓国	INCH'ON-JIKHALSI	口蹄疫	牛	354	11	0	354	0
2010.4.19	2010.4.19	韓国	INCH'ON-JIKHALSI	口蹄疫	豚	1,500	3	0	1,500	0
2010.4.16	2010.4.16	ベルギー	WEST-VLAANDEREN	ニューカッスル病	はと	93	43	40	0	0
2010.4.30	2010.4.16	クロアチア	SPLITSKO-DALMATINSKA	ブルセラ病	牛	2	0	0	0	0
2010.4.30	2010.4.16	クロアチア	SPLITSKO-DALMATINSKA	ブルセラ病	めん羊	28	5	0	28	0
2010.4.30	2010.4.16	クロアチア	SPLITSKO-DALMATINSKA	ブルセラ病	犬	3	0	0	0	0
2010.4.14	2010.4.14	ドイツ	BAYERN	馬伝染性貧血	馬	15	1	0	1	0
2010.4.23	2010.4.14	ナミビア	CAPRIVI	口蹄疫	牛	1,066	6	0	0	0
2010.4.13	2010.4.13	台湾	YUN-LIN	羊痘、山羊痘	山羊	814	82	30	784	0
2010.4.12	2010.4.12	中国	GANSU	口蹄疫	山羊 / めん羊	389	58	0	389	0
2010.4.12	2010.4.12	中国	GUIZHOU	口蹄疫	牛	73	47	0	73	0
2010.4.12	2010.4.12	中国	GUIZHOU	口蹄疫	豚	41	25	2	39	0
2010.4.9	2010.4.9	イタリア	VENETO, FRIULI-VENEZIA GIULIA	狂犬病	きつね		19	14	5	0
2010.4.30	2010.4.9	クロアチア	LICKO-SENSKA	ブルセラ病	めん羊	27	10	0	27	0
2010.4.9	2010.4.9	韓国	INCH'ON-JIKHALSI	口蹄疫	牛	169	10	0	169	0
2010.4.12	2010.4.8	中国	JIANGXI	口蹄疫	豚	3,479	223	0	3,479	0
2010.4.7	2010.4.7	香港	HONG KONG	高病原性鳥インフルエンザ	ツバメ		1	1	0	0
2010.4.2	2010.3.4	台湾	CHANG-HUA	低病原性鳥インフルエンザ	家きん	20,000	21	0	0	0
2010.4.1	2010.4.1	中国	GANSU	口蹄疫	牛	98	18	0	98	0
2010.4.1	2010.4.1	フランス	DORDOGNE	馬伝染性貧血	馬	50	3	0	0	0
2010.4.1	2010.4.1	ブルガリア	VARNA	高病原性鳥インフルエンザ	野鳥（ノスリ）		1	1	0	0
2010.3.31	2010.3.31	イタリア	VENETO FRIULI-VENEZIA GIULIA	狂犬病	犬		1	0	1	0
2010.3.31	2010.3.31	イタリア	VENETO FRIULI-VENEZIA GIULIA	狂犬病	猫		3	3	0	0

OIE 疾病発生状況 2010年3月～2010年4月分 (Vol.22-10～18)

最終届出日	最終発生報告日	国名	地域	疾病	対象動物	同居数	発生数	死亡数	処分数	と致数
2010.3.31	2010.3.31	イタリア	VENETO FRIULI-VENEZIA GIULIA	狂犬病	野生種		37	27	10	0
2010.4.29	2010.3.31	デンマーク	South	低病原性鳥インフルエンザ	マガモ	3,700		0	3,700	0
2010.3.30	2010.3.30	ルーマニア	TULCEA	高病原性鳥インフルエンザ	家きん	127	99	75	52	0
2010.3.29	2010.3.29	パレスチナ共和国	WEST BANK	狂犬病	犬	27	15	10	5	0
2010.3.29	2010.3.29	パレスチナ共和国	WEST BANK	狂犬病	山羊／めん羊	300	3	2	1	0
2010.3.28	2010.3.28	ネパール	LUMBINI RAPTI NARAYANI	高病原性鳥インフルエンザ	家きん	6,367	895	895	5,472	0
2010.3.16	2010.3.16	ロシア	SARATOVSKAYA OBLAST VOLGOGRADSKAYA OBLAST	豚コレラ	豚		7	7	0	0
2010.3.26	2010.3.26	ロシア	SARATOVSKAYA OBLAST VOLGOGRADSKAYA OBLAST	豚コレラ	イノシシ		16	16	0	0
2010.3.26	2010.3.17	スイス	JURA	牛伝染性森気管炎	牛	172	2	0	0	2
2010.3.25	2010.3.25	ブータン	CHHUKHA	高病原性鳥インフルエンザ	家きん	3,058	10	10	2,942	0
2010.3.22	2010.3.22	インドネシア	BALI	狂犬病	犬	3,088	86			
2010.4.30	2010.3.18	クロアチア	LICKO-SENSKA	ブルセラ病	牛	1	0	0	0	0
2010.4.30	2010.3.18	クロアチア	LICKO-SENSKA	ブルセラ病	山羊／めん羊	711	109	0	0	0
2010.3.17	2010.3.17	パレスチナ共和国	WEST BANK	狂犬病	オオカミ		1	0	1	0
2010.3.12	2010.3.12	中国	GUANGDONG	口蹄疫	豚	9,490	1,543	0	9,490	0
2010.3.17	2010.3.17	パレスチナ共和国	WEST BANK	狂犬病	オオカミ		1	0	1	0
2010.3.12	2010.3.12	中国	GUANGDONG	口蹄疫	豚	9,490	1,543	0	9,490	0
2010.3.12	2010.3.12	アルメリア	TAVOUSH	アフリカ豚コレラ	豚	116	3	3	113	0
2010.3.12	2010.3.12	スウェーデン	SKÅNE LÄN	狂犬病	野生種		8	0	0	0
2010.3.11	2010.3.11	韓国	KYONGGI-DO	口蹄疫	鹿	12	12	0	12	0
2010.4.29	2010.3.9	デンマーク	Næstved	低病原性鳥インフルエンザ	家きん	195		0	195	0
2010.3.5	2010.3.5	ミャンマー	SAGAING	高病原性鳥インフルエンザ	家きん	2,900	305	305	2,595	0
2010.3.1	2010.3.1	パレスチナ共和国	WEST BANK	ブルータング	牛	43	7	0	0	0
2010.3.1	2010.3.1	パレスチナ共和国	WEST BANK	ブルータング	めん羊	189	7	0	0	0

情報元ホームページアドレス http://www.oie.int/wahis/public.php?page=weekly_report_index&admin=0
 2010年3月～4月にOIEへ報告された頭数の集計値

◎畜産物・動物の輸出入検疫数量実績（平成22年3月、4月）

(単位: KG)

品目名	輸入		輸出			
	3月	4月	3月	4月		
骨類	骨	2,130,140	2,671,199	—	—	
	碎骨	177,522	1,179,816	—	—	
	蹄角	20,967	42,333	—	—	
	骨腱	51,506	73,459	—	—	
	蹄角粉	122,076	59,606	—	—	
	その他の骨	—	—	—	—	
	計	2,502,212	4,026,413	0	0	
肉類	牛肉	冷蔵	20,937,962	21,660,900	20,393	16,896
		冷凍	25,443,119	27,606,847	61,026	54,802
		その他	18,114	26,059	—	—
		加熱処理	151,916	319,211	—	—
	豚肉	冷蔵	20,248,928	19,384,462	2,243	1,312
		冷凍	57,713,216	60,278,742	171,921	25,656
		その他	2,778	6,119	—	—
		加熱処理	788,983	1,433,397	—	—
	めん羊肉	2,098,765	2,209,757	—	—	
	山羊肉	239,641	19,100	—	—	
	シカ肉	1,025	7,724	—	—	
	その他の偶蹄類肉	—	427	—	—	
	加熱処理その他の偶蹄類肉	—	—	—	—	
	ハム	103,088	177,749	792	415	
	加熱処理ハム	1,191	19,375	—	—	
	ソーセージ	1,009,037	1,217,006	2,101	1,595	
	加熱処理ソーセージ	1,879,164	2,804,997	—	—	
	ベーコン	365,411	176,110	493	16,798	
	加熱処理ベーコン	2,449	1,555	—	—	
	馬肉	282,039	626,578	6	—	
	兎肉	1,568	34,547	—	—	
	犬肉	—	15,520	—	—	
	家禽肉	29,556,563	35,954,140	1,705,086	1,557,791	
	家禽加熱処理肉	23,315,321	26,693,563	—	—	
臓器類	非加熱 その他の肉	牛	748,569	625,239	—	—
		豚	230,261	174,952	4,359	15,912
		家禽	35,779	18,727	18,516	18,496
		その他	122,619	133,626	3,013	755
	加熱処理 その他の肉	牛	54,547	50,173	—	—
		豚	1,975,979	3,921,802	—	—
		家禽	1,975,681	2,407,016	—	—
		その他	415,364	534,478	—	—
	計	189,719,076	208,539,897	1,989,949	1,710,428	
	牛臓器	126,705	150,916	—	—	
	豚臓器	30,621	57,777	48,481	24,780	
	その他の偶蹄類臓器	1,055	1,323	—	—	
	加熱処理牛の臓器	—	—	—	—	
	加熱処理豚の臓器	—	—	—	—	
	加熱処理その他の偶蹄類臓器	—	—	—	—	
	偶蹄類以外の臓器	54,783	69,353	60	0	
	消化管等	1,843,757	1,849,809	54,536	49,646	
	加熱処理消化管等	148,540	345,238	—	—	
	ケーシング	359,070	312,026	—	—	
	脂肪	1,960,474	2,041,921	—	—	
	非加熱その他の臓器	10,851	5,655	—	—	
	加熱処理その他の臓器	—	—	—	—	
	加熱処理家禽臓器	211,786	370,537	—	—	
	加熱処理その他の家禽臓器	8,010	3,603	—	—	
	計	4,755,653	5,208,157	103,077	74,426	

(単位: KG)

品目名		輸入		輸出	
		3月	4月	3月	4月
卵類	殻付卵	276	423	83,431	85,474
	液卵	639,169	513,890	—	1,000
	その他の卵	3	56	—	—
	計	639,448	514,369	83,431	86,474
皮類	牛皮	2,174,820	2,160,527	1,267,951	942,831
	豚皮	232,223	206,334	7,315,233	2,952,252
	めん羊皮	18,500	18,505	—	—
	山羊皮	1,435	—	—	—
	シカ皮	67,203	76,296	—	—
	その他の偶蹄類の皮	—	—	—	—
	馬皮	128,867	87,937	—	—
	兎皮	—	—	—	—
	犬皮	—	—	—	—
	その他の皮	—	—	—	—
計		2,623,050	2,549,599	8,583,184	3,895,083
毛類	牛毛	—	—	—	—
	豚毛	4,686	1,181	—	—
	羊毛	15	811	—	—
	山羊毛	160	14,642	95	—
	シカ毛	—	—	—	—
	その他の偶蹄類の毛	1,450	130	—	—
	馬毛	2,309	15,132	26	—
	兎毛	3,680	4,197	—	—
	羽毛	220,734	159,958	20,822	15,180
	犬毛	—	120	—	—
計		233,034	196,170	20,943	15,180
ミール類	血粉	260,135	237,558	—	—
	肉粉	14,402	—	—	—
	肉骨粉	30	—	—	—
	羽毛粉	—	—	—	—
	計	274,567	237,558	0	0
その他	精液 (アンプル)	93,246	52,935	—	—
	受精卵 (個)	135	270	—	—
	ふん・尿	—	—	108,000	180,000
	計	0	0	108,000	0
わら類	穀物のわら	10,623,730	17,657,360	—	—
	飼料用の乾草	—	—	—	—
	その他	63,270	208,980	—	—
	計	10,687,000	17,866,340	0	0
総計		211,434,039	239,138,503	10,888,584	5,781,591

(単位: 頭、羽、群)

動物名	輸入		輸出	
	3月	4月	3月	4月
牛	1,493	1,682	—	—
豚	20	160	—	—
その他の偶蹄類	—	1	—	—
馬	630	374	8	3
兎	13	16	5	4
初生ひな (鶏)	57,521	71,926	—	—
初生ひな (その他)	—	—	—	—
みづばち (群)	222	492	—	—
指定検疫物以外の動物	—	—	13,009	12,207
犬	765	588	500	505
猫	187	178	174	173
サル	398	740	—	—

※ 解放重量ベースの速報値



FIFA ワールドカップが 6 月 11 日から開催され、南アフリカへ観戦のために旅行される方々には、海外からの悪性伝染病の侵入を防止するために動物検疫にご協力をお願いいたします。

◎動検通信（企画連絡室 調査課長）

昨年の動検時報 6 月号の動検通信を見ると、4 月 24 日にメキシコで発生し世界的に流行した新型インフルエンザに対する動物検疫所の対応を紹介しています。

今年に入り、新型インフルエンザに関しては一応の終息が見られましたが、残念なことに、我が国で 10 年ぶりに口蹄疫が発生し、動物検疫所は昨年にも増して緊迫した状況下に置かれています。

今回の発生に伴い、動物検疫所では、まず、国際的な信頼を損なわないよう偶蹄類由来畜産物の輸出検疫証明書交付を迅速に停止しました。また、家畜衛生の専門家である家畜防疫官を派遣し、現地で求められる様々な業務に従事させることとし、6 月までに延べ、700 名以上を派遣しています。そして、動物検疫所で備蓄している防疫服、長靴、ゴーグル等の防疫資材の発送に加え、発生の拡大が収まらないことを受け、ワクチン及び接種用器具の送付も行いました。

ワクチン接種という事態からも分かるとおり今回の発生は、動物検疫所がこれまで経験した、10 年前の口蹄疫や、最近の高病原性鳥インフルエンザとは比べることが出来ないほどの規模となっています。動物検疫所は、我が国の家畜衛生を司る機関の一端として、引き続き、物、人の両面で、疾病のまん延防止、撲滅に向けた支援体制を敷いて行くこととしております。

一方、このような支援を続けて行きながらも各現場の通常業務に影響を与えないようにすることも、動物検疫所の口蹄疫発生対応として重要であると考えております。発生現場に派遣されている職員に負けず劣らず、各現場の職員も円滑に業務が行われるよう努力しておりますので、関係者の皆様におかれましても、口蹄疫発生に伴う動物検疫所の対応にご理解をいただくとともにご協力、ご支援をいただけますようお願いいたします。

最新のトピックスはこちらへ

動物検疫所のホームページ <http://www.maff.go.jp/aqs/>

農林水産省のホームページ <http://www.maff.go.jp/>

OIE のホームページ http://www.oie.int/eng/en_index.htm

編集・発行 農林水産省

動物検疫所企画連絡室

横浜市磯子区原町 11-1

(045) - 751 - 5921